

鳥取県立米子西高等学校いじめ防止等基本方針

1 はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が制定され、同年 9 月 28 日に施行された。

鳥取県においても、この法を受けて平成 25 年にいじめ防止等の対策をより一層推進していくため「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」が定められた（平成 29 年 7 月改訂）。

本基本方針は法第 13 条の規定により、鳥取県立米子西高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する必要な事項を定めることにより、教職員がいじめを抱え込まず組織として一貫した対応を行うことをねらいとする。また、学校がいじめに対する姿勢や活動をあらかじめ明示することにより、生徒、保護者に対して安全・安心な学校づくりに寄与するとともに、いじめの加害行為の抑制やいじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくりを図るものとする。

2 いじめに対する基本方針

(1) いじめの定義

いじめの定義は、法第 2 条 1 項による。

(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは 学校に在籍する児童又は生徒をいう。（法第 2 条 3 項）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめに対する基本的な認識

(ア) いじめの理解

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

(イ) いじめ防止への取組

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

(ウ) 組織的な対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応することが必要である。

(エ) 積極的ないじめの認知への考え方

生徒の感じる被害性に着目し積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することができ、深刻・重大ないじめにつながることを防ぐことができる。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(オ) 生徒のいじめ問題への理解

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒

のいじめに対する理解を深めることが大切である。

(カ) 保護者・家庭における認識

保護者は、子どもへの教育の第一義的責任を有する。その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めるものとする。

また、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。

(キ) 学校関係者と地域、家庭との連携

いじめの防止や解決には、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すための学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくりを行うこととする。

(ク) 大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

3 いじめの防止のための方針と組織等

(1) 鳥取県立米子西高等学校いじめ防止等基本方針の策定・見直し

校長は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び鳥取県教育委員会の「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」、「生徒指導に関するガイドライン」等を参酌し、本基本方針を定め、必要に応じて見直しを行う。

なお、見直しを行うにあたっては、保護者、関係機関等の意見を聞きながら行うよう努める。

(2) 学校評価への位置付け

校長は、本基本方針に基づくいじめの防止等の取組を、学校評価の評価項目等に位置付ける。

(3) いじめ防止等担当

校長は、生徒のいじめにつながる行為・行動、トラブル等の情報を集約・整理する担当（以下、「いじめ防止等担当」という。）を置く。

「いじめ防止等担当」は一人若しくは少人数のチームとし（一人の場合にあつては生徒指導主事、少人数のチームの場合にあつては、当該チームに生徒指導主事を含む）、管理職への報告等を行い、「いじめ防止等対策委員会」の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行う。

(4) いじめ防止等対策委員会の設置等

(ア) 目的

校長は、法第 22 条に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処（重大事態を含む）等のため、複数の教職員からなる「いじめ防止等対策委員会」を置く。

(イ) 構成

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、いじめ防止等担当、各学年主任、担任（加害生徒・被害生徒）、人権教育主任、教育相談担当、養護教諭、生徒部部員（記録）

※その他、校長が必要と認めた、教育相談員又はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者及びその他、保護者代表、生徒代表等の関係者

(ウ) 開催

「いじめ防止等対策委員会」は必要に応じて開催する。

(エ) 職員会議への報告

「いじめ防止等対策委員会」を開催した場合は、その内容を職員会議に報告し、職員がいじめ防止等に対する意識の高揚と意思統一を図る。

4 いじめの未然防止・早期発見等に対する取組

(1) 未然防止の取組

(ア) 魅力ある学校づくり

友人や教職員との信頼できる関係の中で、生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、学校は、生徒や保護者にとって魅力ある学校づくりを行う。

(イ) 管理職のリーダーシップ

管理職は、リーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

(ウ) 教職員の対応と意識向上

教職員は「いじめはどの学校でも起こりうる可能性がある」という意識のもと、研ぎ澄まされた人権感覚を持って生徒の指導に当たるとともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる。

また、いじめの防止等に関する校内研修等を企画・実施する。

(エ) 配慮・支援等が必要な生徒への日頃からの対応

配慮・支援等が必要な生徒について、生徒支援会議や生徒情報交換会を実施して教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。

(オ) 心理検査等の諸検査の活用

心理検査等（「hyper-QU」等）を実施して、その結果を活用し、学級集団の理解や生徒個々の理解を深めるように努める。

(カ) 道徳教育及び体験活動等の充実

自己肯定感を高め、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。

(キ) 自ら考え、行動する力の育成

人権教育LHR等のホームルーム活動や生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み、いじめに直面したときに適切な行動ができる生徒の育成をめざす。

(ク) インターネット上のいじめの防止

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

(ケ) 家庭における取組

保護者は、生徒のささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努める。

保護者は、国、地方公共団体、鳥取県教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(2) 早期発見・早期対応の在り方等

(ア) アンケート調査、個人面談の実施

日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、下記のアンケート調査や計画的な面接の実施、また気になる様子が見られる生徒がいた場合の面談等、生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努める。

- 「いじめに関するアンケート」を年2回実施
- 年度当初、また、進路指導、科目選択等の時期と併せて担任（副担任）による個人面談を年3回実施
- SHRでの健康観察、保健室、相談室の様子等からいじめ発生につながるようなサインを注視し、早期発見に努める。

(イ) 生徒の協力の重要性

いじめの早期発見のためには、聞き取り調査など生徒の協力が必要となるため、生徒に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談するなどいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。

(ウ) 積極的な情報共有

いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期発見につなげることが目的であるため、管理職はリーダーシップを発揮して、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、直ちに生徒指導主事（いじめ対策担当）とともに管理職に報告・相談する。

また、定期的に生活指導委員会を開催し、生徒の情報共有を行い、いじめの早期発見につなげる。

5 事案対処の在り方

(1) いじめの組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに管理職及びいじめ対策担当と協議（必要に応じていじめ対策委員会を開催）し、組織的対応につなげる。

(2) いじめの事実確認

生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を県教育委員会事務局高等学校課に報告する。

また、教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

(3) いじめを受けた、いじめを行った生徒やその保護者への対応

いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、必要に応じて専門家の協力を得ながら、いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言等を継続的に行う。

(4) 犯罪行為として扱うべきいじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。

(5) いじめに対する措置

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合がある。必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた生徒のみならず他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じる。

また、教職員は、いじめを行った生徒に対して、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行う。

(6) 配慮・支援等が必要な児童生徒への支援等

教職員は、いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応する。

その際、必要に応じて専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

(7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在、周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行う。

(8) 生徒又は保護者からの申立てへの対応

生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(9) いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行う。

いじめが「解消している」状態とは、

- いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと（いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）であり、他の事情も勘案して慎重に判断する。

（鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年7月改訂版））

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

〈いじめの組織的対応フローチャート〉

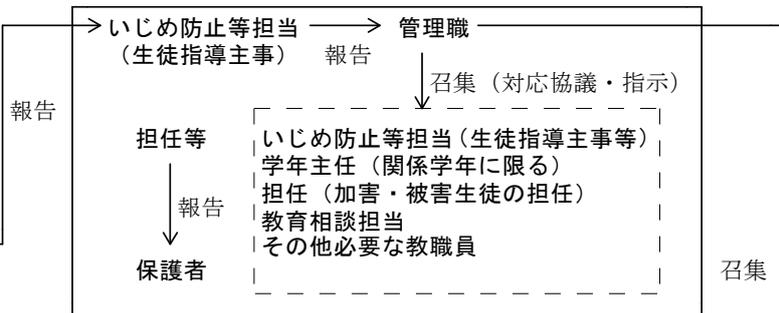
○いじめアンケート実施以外の場合

1 いじめが疑われる情報のキャッチ

いじめが疑われる言動
 元気がない、表情が暗い等の様子
 理由がはっきりしない遅刻、欠席
 生徒や保護者等からの訴え
 他の教職員からの情報

教職員

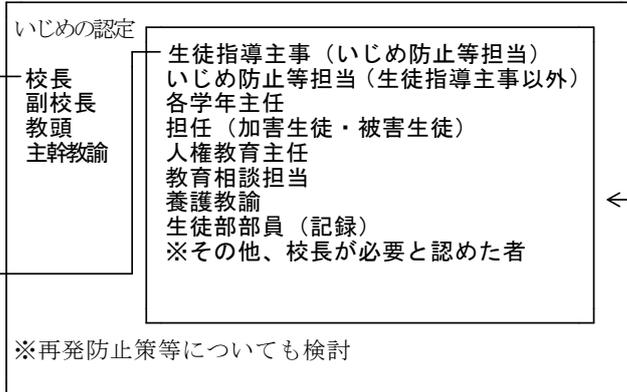
2 情報集約・整理（事実確認含む）・共有



4 鳥取県教育委員会への報告

概要報告
 (5W1Hで概要を報告)
 いじめの解消確認後報告書
 提出

3 いじめ防止等対策委員会の開催

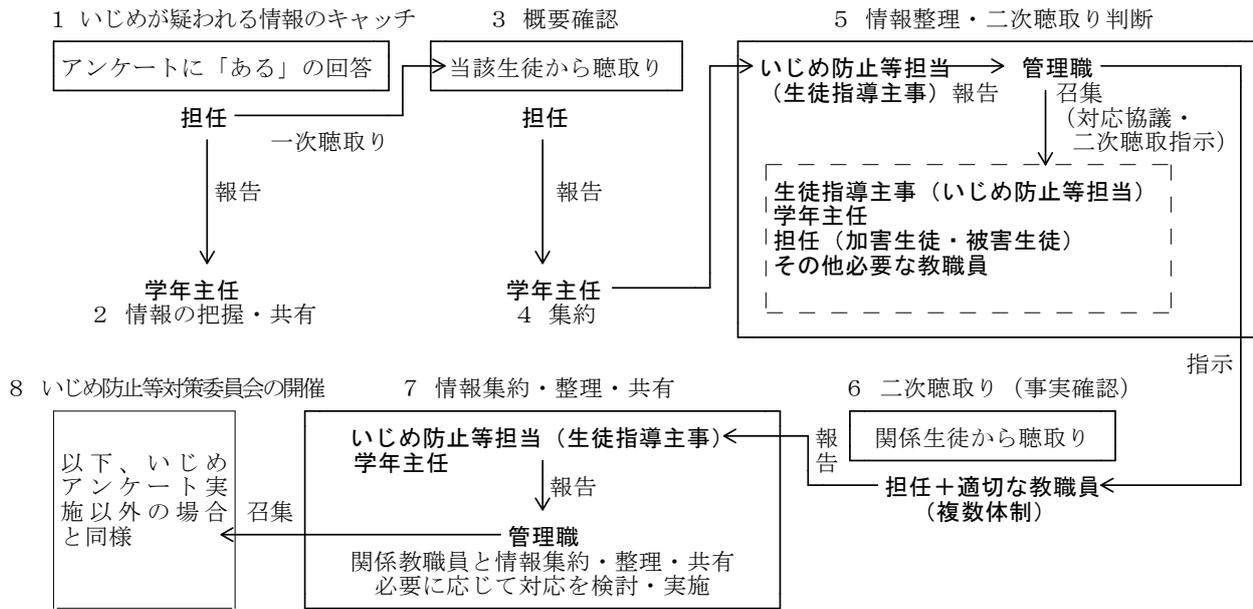


5 生活指導委員会の開催

加害生徒に対する指導措置
 (懲戒・教育的指導)の検討
 被害生徒への支援等の検討
 保護者への報告・助言の検討
 集団への指導内容の検討
 ※必要に応じて専門家に協力
 依頼

※いじめ防止等対策委員会兼生活指導委員会として開催可能

○いじめアンケート実施の場合



6 重大事態発生時の対応等

(1) 重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると県教育委員会及び校長が認めるとき。

〈例〉

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒が自殺を企図した場合 等を想定

○いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると県教育委員会及び校長が認めるとき。

- ・「相当の期間学校を欠席する」については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年7月改訂版))

※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したのとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

(ア) 学校の設置者への報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、速やかに県教育委員会事務局高等学校課に報告する。また、必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼する。

(イ) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、県教育委員会において実施する調査に協力する。

なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことが

できるように組織を構成する。

(ウ) 事実関係の明確化

いじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにする。

(エ) 適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該生徒やその保護者に適切なケア・指導を行う。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

また、いじめを行った生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

(オ) いじめを受けた生徒やその保護者に対しての事実関係の説明と個人情報の取扱い

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供する。

(カ) 事後の再発防止の取組

調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う。

(キ) 報告の流れ

重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。

7 施行期日

この基本方針は、平成28年7月4日から施行する。

この基本方針は、令和元年11月15日から施行する。

この基本方針は、令和5年6月28日から施行する。